

教職第1318号

平成25年 2月13日

各市町村教育委員会教育長 } 様  
各 市 町 村 立 学 校 長 }

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

#### 通勤手当に係る認定及び事後確認について（通知）

平成25年2月13日付け教職第1317号「学校職員の通勤届等の取扱いについての一部改正について（通知）」により、平成25年4月1日以降の通勤手当の認定又は事後確認等の際には、運転免許証の写し及び定期券等の写しを、所属長あてに提出していただく必要があります。

つきましては、所属職員に周知していただくと共に、別紙のとおり御対応くださるようお願いします。

教育局教育総務部教職員課 制度・指導担当

※ お問い合わせは、所轄の教育事務所へお願いします。



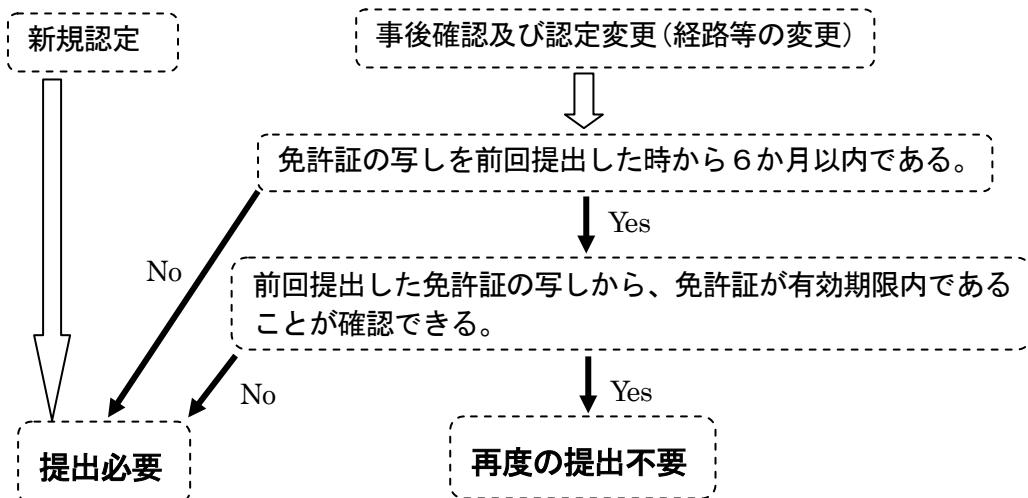
## 別紙

### 【① 運転免許証の写しの提出について】

#### 1 対象となる場合

平成25年4月1日以降の通勤手当に係る認定及び事後の確認時

#### [免許証の写しの提出要否フローチャート]



- ※ 使用する交通用具の変更により、免許の種別が変わった場合には必ず提出
- ※ 規定改定、運賃改定、通勤の停止・再開及び併用者の定期券通用期間の変更の場合、提出不要
- ※ その他、免許証の状況に変化があった場合には、職員からの申出を受け、状況を確認すること。

#### 2 対象者

通勤に運転免許証が必要となる交通用具を使用している職員

- ・交通機関と併用している職員も該当
- ・自家用車等に同乗している（自ら運転しない）職員は非該当

#### 3 免許証の写しについて

通勤に交通用具を使用するに当たり、適正な資格があるかどうかを確認してください。

##### (1) 提出が必要な部分

表面の写し（裏面の写しは不要）

※ 書類の保管に当たっては、各所属で適切に管理していただくようお願いします。

- ・確認のために不要となる部分（本籍地及び写真）については、黒く塗りつぶして提出しても構いません。

##### (2) 原動機付自転車及び自動二輪車の利用者について

原動機付自転車及び自動二輪車の利用者は、その別を写しの余白に記入してください。

また、自動二輪車の利用者は、併せて、通勤に利用している自動二輪車の排気量も記入してください。

●自動二輪車使用者の提出例

普通自動二輪車 免許証（写）
自動二輪車使用 排気量 400cc

●自動二輪車の種類（参考）

種類	総排気量
大型自動二輪車	400cc超
普通自動二輪車	50cc超400cc以下
小型自動二輪車	50cc超125cc以下
原動機付自転車	50cc以下

※ 特殊なものについては、所轄の教育事務所へ問い合わせること

【② 定期券等の写しの提出について】

1 対象となる場合

平成25年4月1日以降に行う事後の確認時

2 対象者

通勤に公共交通機関（電車又はバス等）を使用している職員

3 定期券等の写しについて

通勤認定内容と相違がないか確認してください。

(1) 定期券利用の場合

利用区間等が印字されている面の写しを提出してください。

(2) ICカード（Suica又はPASMO等）利用の場合

駅の券売機やバスの営業所で利用履歴の一部を印字することができます。印字されたもの（写しでも可）を全て提出してください。

- ・駅の券売機であっても、バスの部分を含む全ての利用履歴が印字できます。
- ・同じ内容は再印字できませんので御注意ください。
- ・買い物等、確認に不要な項目が印字されている場合は、黒く塗りつぶして提出しても構いません。

[参考]

●Suicaの履歴印字について <http://www.jreast.co.jp/suica/use/record/index.html>

●PASMOの履歴印字について <http://www.pasmo.co.jp/service/index.html>

(3) 回数券利用の場合

利用している回数券の写しを提出してください（綴りのうちの1枚のみでも可）。

【③ 事後の確認について】

今回の改正による、事後の確認の実施時期に変更はありません。これまでどおり、6か月に1回程度、事後の確認を行ってください。

## 【通勤手当取扱通知の改正に係るQ & A】

H25. 4. 1

### ○ 運転免許証の写しの提出について

**Q 1 なぜ、免許証の写しを提出しなければならないのか。**

A 1 今回の規定改正により、通勤手当の確認及び決定の際には免許証の写しを提出していただき、通勤に使用する交通用具に関し、適正な使用資格を有しているかを確認することになりました。特に、認定時に提出がないと、支給要件を満たすかどうかの確認ができないため認定できません。確認のために不要となる部分は黒く塗っても構いませんので、必ず提出してください。

**Q 2 免許証の写しの提出の際、黒く塗りつぶしてもよい箇所は、具体的にはどこか。**

A 2 原則的には、右記の免許証見本で示す箇所のみとします。



**Q 3 免許証の写しの前回提出時から6か月以内とは、どこから起算するのか。**

A 3 最後に提出された通勤届の認定日、又は最後の事後確認日から起算してください。

**Q 4 自家用車同乗で通勤しているが、運転者（県費支弁職員ではない）の免許証の写しの提出も必要か。**

A 4 県費支弁職員でない方が運転する場合は、提出不要です。運転者が県費支弁職員の場合には、その職員の所属課所で適切な確認を行ってください。

**Q 5 臨時の任用職員が同一校で再び任用されることになったが、新しい任期に係る通勤手当の支給に当たり、免許証の写しは必要か。**

A 5 再び任用される際に通勤届を新たに提出している場合には、新規認定の扱いとなりますので提出してください。

**Q 6 新たに採用になった臨時的任用職員が、認定前6か月の間に、別の学校で免許証の写しを提出していた。本校では提出しなくてよいか。**

**A 6 現在の任用に係る通勤手当は新規認定扱いとなりますので、提出してください。**

○ 定期券等の写しの提出について

**Q 1 定期券の実際の購入区間が認定区間と異なるが、どうしたらよいか。**

**A 1 定期券等の実際の購入区間が認定区間よりも長い場合は、認定上問題ありませんので、そのまま写しを提出してください。定期券等の実際の購入区間が認定区間よりも短い場合は、そもそも届出・認定に問題がないかどうか確認してください。**

**Q 2 支給単位期間を6か月で認定しているが、職員が実際に購入している定期券の通用期間は1か月である。提出するのはこの定期券の写しでよいか。**

**A 2 手当の支給単位期間にかかわらず、実際に購入している定期券等の写しを提出してください。**

**Q 3 利用区間等が印字されないバスのIC定期券を使用しているが、どうしたらよいか。**

**A 3 バス会社から発行される「IC定期券内容控」の写しを提出してください。**

**Q 4 モバイルSuica定期券（又はモバイルSuica（定期券以外））を使用しているが、どうしたらよいか。**

**A 4 モバイルSuica定期券を使用している場合は「ご利用明細書（領収書）」を、モバイルSuica（定期券以外）を使用している場合は「利用履歴」を、「モバイルSuicaのwebサイト」から印刷して提出してください。**

[参考]

●モバイルSuica定期券の購入履歴について

[http://www.jreast.co.jp/mobilesuica/use/commute/chk\\_history.html](http://www.jreast.co.jp/mobilesuica/use/commute/chk_history.html)

●モバイルSuica（定期券以外）の利用履歴について

<http://www.jreast.co.jp/mobilesuica/use/sf/record.html>

**Q 5 切符を購入して通勤している場合は、何を提出すればよいか。**

**A 5 職員の実際の通勤状況（経路及び方法等）を任意様式で申し立ててもらってください。**